六　出光興産㈱に対する件

昭和五一年(ト)第一八号

決　　定

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

抗告人　出光興産株式会社

右代表者代表取締役　石田正實

右代理人弁護士　真子傳次

出射義夫

梶原正雄

久保田敏夫

右抗告人は、東京高等裁判所昭和四九年(タ)第一七号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反審決不履行事件につき、同裁判所が昭和五一年六月二四日にした過料決定に対し、抗告の申立をしたので、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主　　文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理　　由

抗告代理人真子傳次、同出射義夫、同梶原正雄、同久保田敏夫の抗告理由について

所論は、まず、即時抗告を許さない過料決定は憲法一四条、三一条に違反すると主張する。

しかし、審決違反に対し東京高等裁判所のした過料の決定につき違憲を理由とする場合のほかは抗告が許されないものと解しても、なんら所論憲法の規定に違反するものでないことは、当裁判所が抗告人に関する昭和五一年(行ト)第一九号事件の決定において説示するとおりである。論旨は採用することができない。

次に、所論は、公正取引委員会が本件審決主文二項に基づき同委員会の承認しうる周知徹底方法として示した文案は、抗告人において現に刑事訴追を受けている違法な価格協定をしたという事実を抗告人に自認させる内容のものであるから、過料の制裁をもって右文案に従うべきことを強制するのは憲法三八条一項に違反すると主張する。

しかし、本件審決が、抗告人に対し、違法な価格協定の破棄を命ずるとともに、該命令に基づいて抗告人のとった措置を取引先及び需要者に周知徹底させるべきことを命じている趣旨に即して考えれば、公正取引委員会の前記文案は、抗告人のいかなる行為が違法とされたのかについて審決の内容を具体的に表示させるための必要に出た文言であって、これにより、抗告人が違反行為を自認したことになるものとは解されない。したがって、論旨は前提を欠き、採用することができない。

また、所論は、本件審決の主文が不特定であるから、その履行を強制することは違憲であると主張する。

しかし、本件審決主文は、認定された違法な価格協定の実効性を失わしめるため、違反行為の存在とその具体的内容を明示させ、それを破棄した旨を周知徹底させるべきことを命じているものと解されるのであり、その具体的方法の特定については公正取引委員会の承認を受けることとなっているが、周知徹底を命じた趣旨、目的と社会通念に照らせば、右承認につき同委員会の有する裁量にもおのずから一定の客観的基準が存在するものというべきであるから、それが審決主文に示されていないからといって、主文が不特定であるとすることはできない。論旨は前提を欠く。

更に、所論は、審決の取消訴訟が係属中に審決違反に対して過料を科することは憲法三二条に違反すると主張するが、右過料決定によって審決取消訴訟の帰すうが左右されるものでないことはいうまでもなく、また、後日右訴訟の判決によって審決が取り消されたときは、民訴法四二九条、四二〇条一項八号により過料決定に対して再審の申立をすることができるのであるから、論旨は前提において失当である。

その余の所論は、単なる法令違背の主張にすぎず、特別抗告適法の理由とは認められない。

よって、本件抗告を棄却することとし、抗告費用は抗告人の負担として、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　大塚喜一郎

裁判官　岡原昌男

裁判官　吉田豊

裁判官　本林譲

裁判官　栗本一夫

（昭和五一年行ト第一八号　抗告人　出光興産株式会社）

抗告代理人真子傳次、同出射義夫、同梶原正雄、同久保田敏夫の抗告理由

一、原決定は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、単に法という）八六条、九七条は憲法三一条に違反するものではない」との判断を示しているが、憲法一四条は国民に対し法の下の平等を保障するものであるところ、法八六条、九七条は一審を東京高等裁判所の専属管轄とする二審制に制限するものであって、国民に対する平等な訴訟手続の保障を踏みにじるものである。

したがって、法八六条、九七条による手続は、実質的には憲法一四条に違反し同法三一条の「法律の定める手続」ということはできないから、原決定の判断は憲法一四条、三一条の解釈を誤っている。

二、原決定は、「法九七条にいう審決とは未確定のもののみを指す」との判断を示し、同条但し書の適用を排斥しているが、未確定の審決のみを指すとするならば、法は単に「審決に違反したもの」とはせず「確定前の審決に違反したもの」と明確に規定するはずである。原決定は文理上もその判断を誤っており、更に但し書の「その行為につき刑を科するべきとき」の判断も誤り、過料に処することができないものを過料にした違法がある。

三、原決定は、「文言の多少の差異にかかわらずいわゆる審判審決、同意審決、勧告審決の三者間に（命ずべき措置の内容について）差異はない」として、法四八条一項にいう「適当な措置」とは「直接その違反行為の排除に向けられるものであることは制度の本質上自明である」との判断を示しているが、右は法五四条一項、五三条の三との差異を無視した判断であって、到底肯認することはできない。

原決定は、従来、公正取引委員会（以下、単に公取委という）が行なってきた誤った措置を擁護するあまり、法文の差異を無視する判断であるといわざるを得ない。

四、原決定は、本件審決の履行の内容である周知徹底の広告文には「必らずしも違反行為の自認を強制することは必要でない」としながら、「石油元売業者一二社が連名で、昭和四八年一一月上旬にした協定内容（石油種別ごとに各引上げ額を明示）を掲げた上、『……を決定し、実施しましたが……』とする公取委の指示した文案を「必らずしも違反行為の自認を強制している趣旨ではない」との判断を示しているが、公取委の文案自体「……決定し、実施したことが独占禁止法に違反するので破棄せよとの公正取引委員会の審決を受けました」と明らかに違反行為の自認を強制するものであるといわざるを得ず、原決定は被審人の陳述を排斥するに急なあまり、公取委の広告文案を正解しなかったものである。

被審人は東京高等裁判所において現に刑事裁判を受けているので、その公訴事実の自認を含む広告文を新聞に掲載することを強制されるのは、明らかに憲法三八条に違反するものである。

五、原決定は、本件審決が「承認指示についても排除措置の内容ないし目的、同種類似の事案における通常の例等を斟酌し社会通念に従ってこれを合理的に解釈すれば、その具体的内容はおのずから確定される」との判断を示しているが、本件審決の主文は、その性質上、文言自体の合理的解釈によって確定されるものでなければならない。同種類似の事案における通常の例等を斟酌しなければその具体的内容が不明であるようなものは、到底、内容が特定したものであるとはいえない。本件審決は、その主文自体が確定していないので、履行を強制し得ないものであると断ぜざるを得ない。

六、原決定は、「勧告によって被審人らに同法違反の行為を廃止し、将来の再違反を防止することを約束させることは、同法執行の直接の担当機関として当然のことである」と判断しているが、原決定のいうようにその目的が「公正で自由な取引秩序を回復するため」である

とするならば、石油製品の販売価格は昭和四八年一二月以後は強力な指導価格に引き継がれて自由市場は存在しなかったのであるから、原決定の論旨は矛盾撞着しており、審決履行義務の根拠となし得ないものである。

七、原決定は、「過料の制裁は未確定の審決についてのものである」として、取消訴訟が上告審に係属中であると否とに拘らず過料の裁判をなすべきものとしているが、かかる判断は、上告審の裁判結果によってはいたずらに混乱を招くのみならず、審決の取消を請求する権利を奪うものであり、憲法三二条に違反する。

八、原決定は、被審人を過料金五万円に処することとしたが、被審人に審決履行違反等の前歴がなく、本件審決の主文第三項については既に履行しており、第一及び第二項についての不履行を問題とせられているのにすぎないのにも拘らず、法九七条に定める最高の制裁を被審人に科するのは事案に照らして酷に失するものである。

以上の理由によって非訟事件手続法二〇七条三項により即時抗告の申立をするものであるが、仮に即時抗告が認められないときは不服を申し立てることができない決定となるので、民事訴訟法四一九条の二により、本申立を以て、特別抗告の申立をするものである。

以　上